

平戸市農業委員会第5回総会議事録

■開催日時：令和3年8月27日（金）9時30分～10時30分

■開催場所：平戸市役所3階会議室

■農業委員：19人中16人出席 欠席委員：1、3、12番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中13人出席 欠席委員：2、8、9、11、17番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 林事務局長 浅田参事兼班長 植野主任主事 大石主任主事

■関係課 山中農林課主事補

■書記の職氏名 職氏名：林事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告第11号 農地法第5条第1項第8号の規定による転用届について

議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号 非農地通知申出について

議案第29号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案第30号 第5回農用地利用集積計画(案)について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和3年度平戸市農業委員会第5回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、川村会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>委員の皆様、おはようございます。</p> <p>さて、7月は好天気で、水が足りないような地域もあっていましたが、8月8日から雨が降り続いており、早期米については、田が乾いておらず、作業については大変だと思いますが、天気と相談しながら体調を崩さないよう気を付けていただきたいと思います。</p> <p>本日は、議案が5件、報告1件となっております。最後までご審議いただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日、欠席のご連絡をいただいた委員は、農業委員1番、3番・12番委員から欠席の届出の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして川村会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程3 議事録署名人及び書記の指名</p> <p>それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に13番、14番委員、書記に事務局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。</p>
会長	<p>■日程4 会務報告</p> <p>次に日程第4、8月の会務報告及び9月の会務予定について事務局が報告いたします。</p>

事務局	<p>それでは8月の主な会務報告をいたします。(8月会務報告を報告) 次に9月の行事予定を申し上げます。(9月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>それでは次回、9月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。 次回総会を9月27日(月曜日)午前9時30分とし、場所は、平戸市役所3階会議室において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を9月27日(月曜日)午前9時30分とし、場所は、平戸市役所3階会議室において行うことといたします。</p>
	<p>■日程5 議事 《報告第11号 農地法第5条第1項第8号の規定による転用届について》</p> <p>次に、「報告第11号 農地法第5条第1項第8号の規定による転用届」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>資料は2・3ページになります。届出人については、記載のとおり、届出農地ですが、度島町字山床2,058番、地目は田で、1,217㎡の内4㎡、用途としては、携帯電話の無線基地局のための転用とのことです。</p> <p>この案件は、認定電気通信事業者の中継施設であることから農地転用不要案件になります。 (スライド説明) 以上、報告します。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし) それでは、質疑を終結し、報告第11号を終わります。</p>
	<p>《議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 4、5ページをお願いします。 整理番号1番 申請人については、記載のとおりとなっております。</p>

事務局	<p>申請農地 山中町字入口 750 番 3、地目は田で 896 m²、用途としては店舗及び駐車場。</p> <p>事由に記載のとおり、申請地は昭和 58 年頃より店舗及び駐車場としており、備考欄に記載しておりますが、県に違反転用案件として報告しており追認許可相当として判断を頂いているものです。</p> <p>釣り具店を営んでいましたが、現在は廃業しています。場所は山中町の十字交差点のところで農地種別は第 2 種になります。</p> <p>(スライド説明)</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 26 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 26 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、「議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 6・7 ページをお開きください。</p> <p>整理番号 1 番 申請人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申請農地ですが、岩の上町字遊豫ヶ岡 195 番 1、地目は畑で、地積 1,803 m²、用途は、商業施設用地、農地種別は第 2 種農地となります。申請地周辺は、大型商業施設が点在する地域で立地条件もいいとのこと。申請農地については、店舗用地 14,370 m²の一部として利用するもので現在県内に 16 店舗（平戸 2 店舗）を要しており、今回 17 店舗目（平戸 3 店舗目）を計画するものです。面積が 10,000 m²を超える場合は開発許可が必要になりますが、すでに事前協議も終わっております。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>整理番号 2 番 申請人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申請農地ですが、大久保町字原 498 番 30、地目は畑で、地積 142 m²、外 3 筆、合計面積 443.97 m²です。農地種別は第 2 種になります。一般住宅用地として親子間の使用貸借を行うとのこと。</p>

事務局	<p>(スライド説明) 以上、ご審議のほどよろしく申し上げます</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。</p> <p>なお、整理番号2番については、6月期第3回総会議案第14号、農業振興地域整備計画の変更の折に1度行っていますので、整理番号1番のみをお願いします。</p>
16番委員	<p>議案27号、整理番号1番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和3年8月17日 午前10時頃から、北部地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局で現地確認を行ないました。</p> <p>今回の申請については、周辺に大型商業施設が多く存在し、集客率など立地条件が良いことから、商業施設を出店する計画であります。</p> <p>心配される、雨水については、地下貯水槽を設置するなど、大量の水が一度に流れることはないと思います。</p> <p>申請農地については、数年前より耕作されておらず、原野化している状態であります。</p> <p>周辺にも農地はなく、今回の案件については、特に問題はないかと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。議案第27号について、原案のとおり決定することで、皆さん、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第27号を原案のとおり許可することで決定いたします。</p> <p>《議案第28号 非農地通知申出について》</p> <p>次に、議案第28号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 8・9ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番 申出人については、記載のとおりとなっております。</p>

事務局	<p>申出を受けた土地について、紐差町字火除 1375 番第 1、地目は畑で、地積 212 m²外 2 筆、合計 646 m²であります。(スライド説明)</p> <p>申請人は、現地確認をした日には急死いたしておりますが、以前に申請があつておりますのでそのまま総会に諮っております。</p> <p>場所は、商業施設(コメリ)から深川町に行くところの途中で、すでに原野・山林化しています。</p> <p>整理番号 2 番 申出人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申出を受けた土地について、田平町福崎免字木之本 799 番、地目は畑で、地積は 578 m²外 1 筆、合計 763 m²であります。(スライド説明)</p> <p>位置としては、田平町の福崎教会から奥に入ったところで、ご覧のとおりで、航空写真においても、山林・原野化しております。また、現況におきましても、山林・原野化しております。</p> <p>以上 2 件です。</p>
会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。</p>
2 番委員	<p>議案 28 号 整理番号 1 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 3 年 8 月 17 日 午前 9 時頃から、中部地区農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地の 3 筆については、現況写真のとおり、既に山林・原野化となっている状態であります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
13 番委員	<p>議案 28 号 整理番号 2 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 3 年 8 月 17 日 午前 9 時頃から、中部地区農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地の 799 番については、現況写真のとおり、既に山林・原野化となっている状態であります。</p> <p>757 番 2 については、トラクターなどが進入できない、小さい、狭い農地で、利便性が悪く、今後においても、農地として利用は難しいと判断します。</p> <p>また、現在の土地所有者は、県外に在住しており、管理もできないと思われます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 28 号について、原案のとおり決定することにご異議ありま</p>

会長	せんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議なしと認め、議案第 28 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 29 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について》</p> <p>次に議案第 29 号「農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断」について、議事参与の関係がありますので、議事参与以外の分から説明をお願いします。</p> <p>議案中、濱崎保久委員、松山矢市委員分を除いた分について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>資料の 10～11 ページと別冊の資料をお願いします。</p> <p>濱崎委員（別冊整理番号 2134、2190、2203、2206、2208、2209、2265、2348、2290、3403 10 筆）、松山委員（871、872、1120、1121、1122、3096、3193、3194、3195 9 筆）以外の分について、今年度は主に旧獅子村を対象に、非農地通知の発出を予定しています。旧獅子村 6 町分とその他（山中町 3 筆、下中野町 3 筆）合計 3,558 筆、1459529.34 m²（145.95ha）を予定しています。昨年調査で B 判定農地について発出予定です。（スライド説明）</p>
会長	<p>ただいま、事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑をおこないます。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 29 号中、濱崎委員、松山委員分を除いた分について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議なしと認め、議案第 29 号中、濱崎委員、松山委員分を除いた分について原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、同議案中、農業委員「8 番 濱崎 保久」委員分を議題といたします。</p> <p>この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」規定に基づき農業委員「8 番 濱崎保久」委員の退席を求めます。</p>

	(浜崎委員の退席)
会長	それでは、同議案中、農業委員「濱崎 保久」委員分について、事務局の説明を求めます。
事務局	濱崎委員分（別冊整理番号 2134、2190、2203、2206、2208、2209、2265、2348、2290、3403 10筆）について説明 (スライド説明)
会長	ただいま、事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑をおこないます。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
	質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 29 号中、濱崎委員分について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第 29 号中、濱崎委員分について原案のとおり決定いたします。 それでは、農業委員「8番 濱崎 保久」委員の入場を求めます。 (濱崎委員の入場)
	次に、同議案中、推進委員「6番 松山 矢市」委員分を議題といたします。 この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」規定に基づき推進委員「6番 松山 矢市」委員の退席を求めます。 (松山委員の退席)
	それでは、同議案中、推進委員「松山 矢市」委員分について、事務局の説明を求めます。
事務局	松山委員分（別冊整理番号 、871、872、1120、1121、1122、3096、3193、3194、3195 9筆）について説明 (スライド説明)
会長	ただいま、事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑をおこないます。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)

会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 29 号中、松山委員分について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 29 号中、松山委員分について原案のとおり決定いたします。 それでは、推進委員「6 番 松山 矢市」委員の入場を求めます。 (松山委員入場)</p> <p>《議案第 30 号 第 5 回農用地利用集積計画（案）について》 次に、議案第 30 号「第 5 回農用地利用集積計画(案)」について、議事参与の関係がありますので、議事参与以外の分から説明をお願いします。 議案中、整理番号 8 番を除いた分について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号 8 番を除いた案件について説明します。 議案の説明は 12 ページになります。13 ページをお願いします。 13 ページ項目 1 番 利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による使用貸借権の設定になります。 整理番号 1 番。 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。 利用権を設定する土地、主師町字山野 455 番、現況地目「田」、面積 1,259 m²外 6 筆 計 3,595 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。 整理番号 2 番から 14 ページ整理番号 6 番についてはご一読をお願いします。 小計 新規 5 件 筆数 16 筆 面積 12,992 m² 再設定 1 件 筆数 6 筆 面積 4,027 m² 合計 6 件 22 筆 17,019 m²となっております。 つづきまして、議案書 14 ページ下段をご覧ください。 利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた使用貸借権の設定になります。 整理番号 7 番。 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。 利用権を設定する土地、大島村大根坂字出口、現況地目「田」、面積 1,032 m² 設定する利用権については、記載のとおりです。 小計 再設定 1 件 筆数 1 筆 面積 1,032 m²となります。 整理番号 7 番までの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願</p>

事務局	<p>いたします。</p>
会長	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
委員一同	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 30 号中、整理番号 8 番を除いた分について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 30 号中、整理番号 8 番を除いた分について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、同議案中、整理番号 8 番を議題といたします。</p> <p>この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」規定に基づき推進委員「4 番 川口 政基」委員の退席を求めます。</p> <p>(川口委員の退席)</p>
事務局	<p>それでは、同議案中、整理番号 8 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号 8 番について説明いたします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた使用貸借権の設定になります。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、坊方町字 市瀬、現況地目「田」、面積 1,269 m²。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>小計 新規 1 件 筆数 1 筆 面積 1,269 m²となります。</p> <p>農地バンクを通じた使用貸借権の合計は 件数が 2 件 筆数が 2 筆 面積が 2,301 m²となります。</p> <p>説明は以上です。 ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>同議案中、整理番号 8 番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員一同	「異議なし」
会長	<p>異議なしと認め、同議案中、整理番号 8 番について原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、推進委員「4 番 川口 政基」委員の入場を求めます。 (川口委員の入場)</p>
会長	<p>■日程 6 閉会</p> <p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、平戸市農業委員会第 5 回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。</p>
	閉会時刻：10 時 30 分
	議長 _____ 印
	議事録署名人
	13 番委員 _____ 印
	14 番委員 _____ 印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	16	岡村勝彦
	6	前原正行
	10	寺田俊雄
	7	神田孝夫
中部	14	本山勝茂
	2	前川一夫
	8	濱崎保久
南部	12	青崎日出男
	9	山下忠平
	17	末永定之
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	15	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	1	小川隆友
	13	大山荒助
大島	4	藤沢和正
	5	松山浩幸
	18	榊屋可恵